文学部科目等履修生規程

(総則)

第1条 高野山大学学則第29条の2に定める科目等履修生の取り扱いは、この規程の定めるところによる。

(出願)

- 第2条 科目等履修生の出願をする者は、出願書類に選考料を添え、願い出るものとする。
- 2 出願書類並びに出願期間については、文学部科目等履修生要項に定める。 (選考、選考料)
- 第3条 科目等履修生は、科目等履修生選考委員会で選考し、教授会の承認を得るものとする。
- 2 選考方法は、書類審査のほか、必要に応じ面接試験を行う。
- 3 科目等履修生の選考料は、別に定める。但し、本学卒業生並びに2年度に亘り継続 して出願する者については、これを免除する。
- 4 科目等履修生選考委員会の委員は学長が委嘱する。

(受講許可)

- 第4条 科目等履修生として受講を許可された者は、本大学学則に規定する受講料を開講日から10日以内に納入しなければならない。
- 2 科目等履修生として許可された者には、身分証明書を交付する。
- 3 科目等履修生の受講期間は1年を超えないものとし、更に履修を希望する場合は、 改めて願い出るものとする。
- 4 受講科目の許可後の変更は、原則としてこれを認めない。
- 5 納入された選考料並びに受講料は、一切返還しない。

(受講科目)

- 第5条 科目等履修生が1年間で受講できる単位数は8単位を超えないものとする。
- 2 受講することが不適当とみなされた科目については、許可しないことがある。
- 第6条 科目等履修生は、文学部および別科に関する試験並びに試験実施規程により、 受講した科目について試験を受けなければならない。

(単位の授与)

- 第7条 試験に合格した科目については、所定の単位を授与する。
- 2 在学年数については、正規の課程の在学年数には算入できない。 (学則の準用)
- 第8条 科目等履修生には、本規程のほか、本大学学則を準用する。但し、学則第27条 及び第28条の規定は準用しない。

(大学院生の受講)

- 第9条 本学大学院生が、学部の科目を受講するときは、科目等履修生として取り扱う ものとする。
- 2 本学大学院生(通信教育課程を除く)の受講料は免除する。
- 3 本学大学院生の受講については、本規程第2条から第5条までの規定は適用しない。 (単位互換による受入れ学生の受講)
- 第10条 単位互換協定に基づき、学生を受け入れる場合は、科目等履修生として取り扱 うものとする。
- 2 前項により受け入れる他大学学生については、本規程第2条から第5条までの規定によらず、別に定めるところによる。

(改廃、その他)

- 第11条 この規程の改廃は、学長が行う。改廃に際して、学長は教授会の意見を聴くことができる。
- 2 この規程の施行及び改廃に関する事務主管は、学務課教務係とする。

附則

この規程は、平成7年12月13日に制定し、同日施行する。

附則

この規程は、平成15年2月12日から施行する。

附則

この規程は、平成15年12月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年2月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年11月10日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年9月21日から施行する。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。